

今治市環境報告書

～令和7年度 今治市の環境の現況～

今治市

1	はじめに	3
2	大気の現況	3
	表－1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果	3
	表－2 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果	5
	表－3 酸性雨測定結果	6
3	水質の現況	7
	1) 公共用水域の監視・測定	7
	2) 規制対象事業場	7
	表－4 海水浴場水質測定結果	8
	表－5 公共用水域水質測定結果	9
	表－6 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数	15
4	騒音の現況	15
	表－7 騒音規制法に基づく規制対象事業場	16
	表－8 自動車交通騒音測定結果	16
5	振動の現況	17
	表－9 振動規制法に基づく規制対象事業場	18
6	悪臭の現況	18
7	公害苦情	18
	表－10 公害苦情処理件数	18
	表－11 用途地域別公害苦情処理件数	19
8	公害及び環境対策	20
	1) 公害発生源への行政指導等	20
	2) 環境保全の啓発等	20
	3) こどもたちのための環境学習等	20
	4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度	20
	5) 家庭向け EV 購入費補助金制度	20
9	おわりに	20

1 はじめに

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上海賊の海城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また、造船・海運都市としても将来が期待されています。繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、全国生産高の約5割のシェアを誇ります。全国的な競争力をもつ食品、電気、石油などの企業、大島石の石材加工、伝統産業として桜井漆器や菊間瓦があります。穏やかな気候に緑豊かな山と美しい瀬戸内海という自然環境を生かして柑橘類、木材などの農林業や、天然、養殖ともに漁業も盛んに行われています。私たちには、このように多種多様な産業、自然を誇る今治市のこれからの環境を守っていくという大きな使命があります。

2 大気の現況

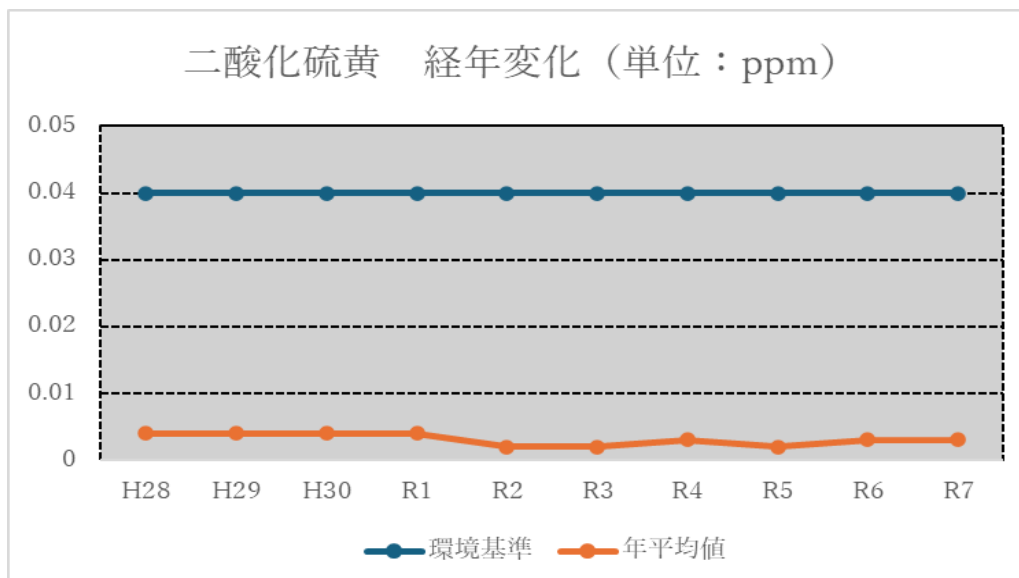
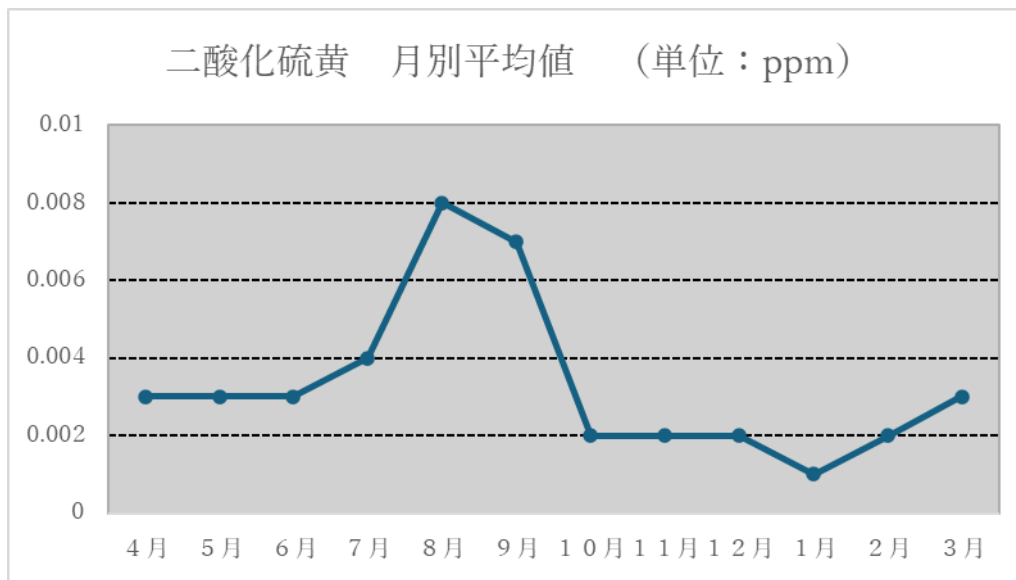
今治市には、大気の著しい汚染状況はほとんど見られませんが、事業場等から排出される硫黄酸化物やばいじん等による汚染を監視していく必要があります。

二酸化硫黄（表-1）は、常盤小学校の大気測定局で自動測定することにより環境基準の達成状況を常時監視しています。ばいじんは、市内2地点で降下ばいじん量（表-2）を測定しています。また、酸性雨（表-3）は、昭和62年から常盤小学校において調査測定をしています。

表-1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果

（測定地点：常盤小学校）

月	測定値	月平均値 (単位：ppm)	1時間値の最高値
4		0.003	0.010
5		0.003	0.013
6		0.003	0.010
7		0.004	0.012
8		0.008	0.031
9		0.007	0.023
10		0.002	0.010
11		0.002	0.006
12		0.002	0.006
1		0.001	0.005
2		0.002	0.006
3		0.003	0.018
年平均値/最高値		0.003	0.031
環境基準		0.04 以下	0.1 以下

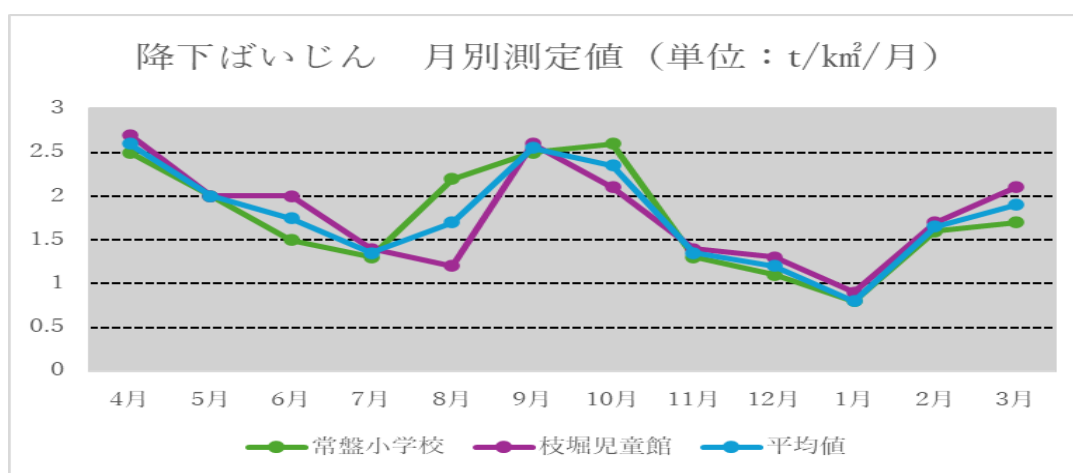


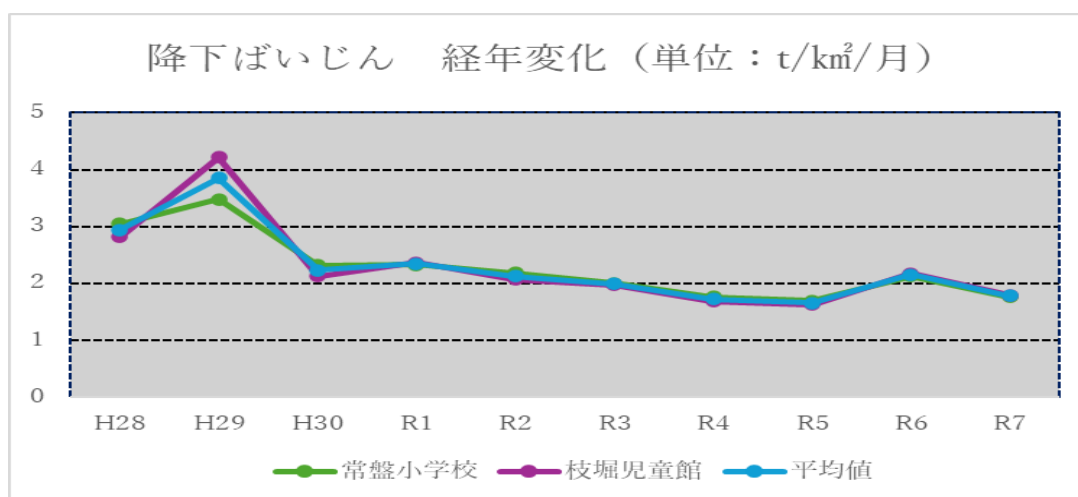
大気汚染（二酸化硫黄）に関する環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	設 定 年 月
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 44 年 2 月 (昭和 48 年 5 月改定)

表－２ デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果

測定地点 月	常盤小学校 (単位：トン／km ² ／月)	枝堀児童館 (単位：トン／km ² ／月)	平均値
4	2.5	2.7	2.60
5	2.0	2.0	2.00
6	1.5	2.0	1.75
7	1.3	1.4	1.35
8	2.2	1.2	1.70
9	2.5	2.6	2.55
10	2.6	2.1	2.35
11	1.3	1.4	1.35
12	1.1	1.3	1.20
1	0.8	0.9	0.80
2	1.6	1.7	1.65
3	1.7	2.1	1.90
平均値	1.76	1.79	1.78

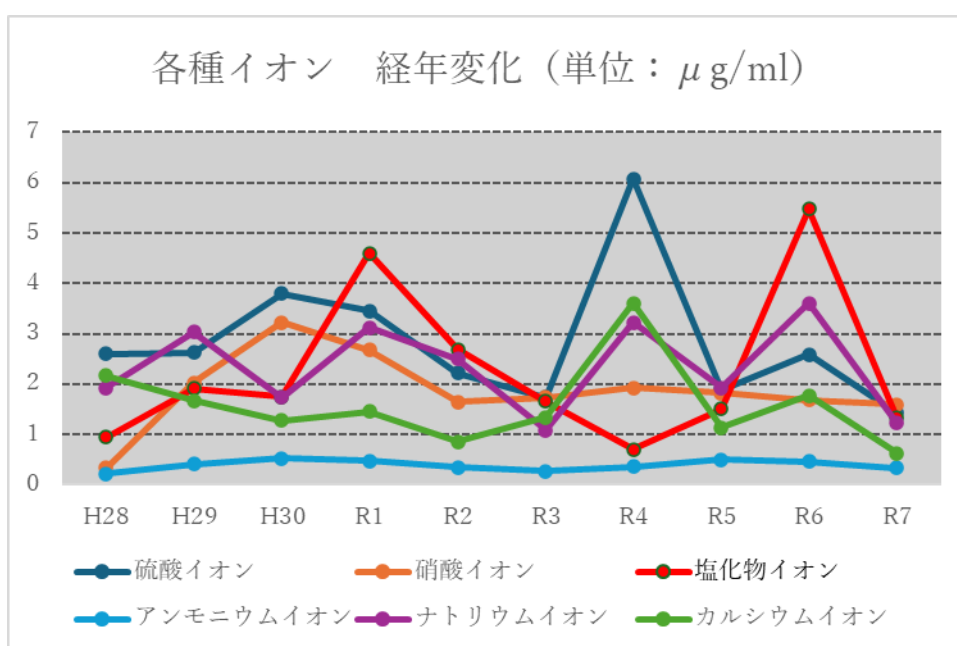
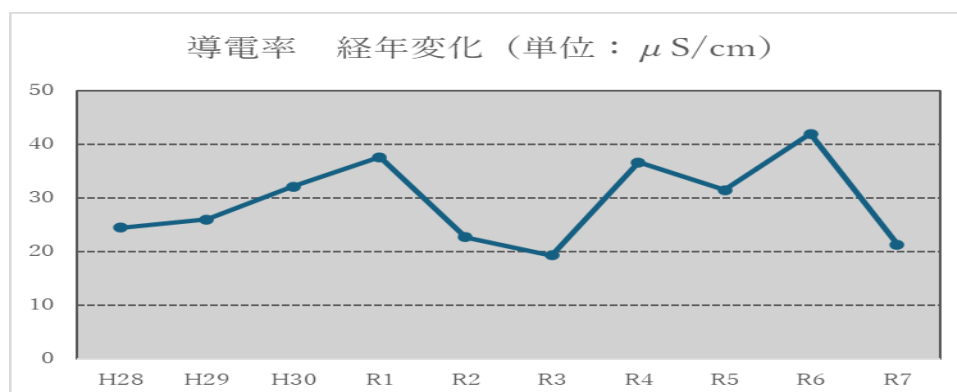
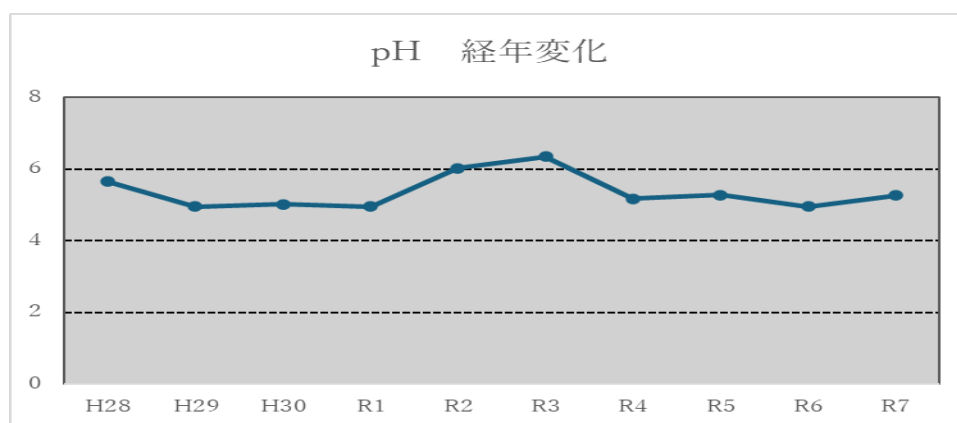




表一 3 酸性雨測定結果

(測定地点: 常盤小学校内)

測定回 測定項目	1 回目 4/14	2 回目 6/10	3 回目 9/5	4 回目 10/27	5 回目 12/15	6 回目 2/12	平均
p H	4. 9	4. 6	5. 1	4. 1	6. 8	6. 1	5. 27
導電率 (μ S/cm)	14	13	24	38	20	19	21. 33
硫酸イオン (μ g/ml)	0. 83	0. 86	0. 91	1. 80	1. 90	2. 30	1. 43
硝酸イオン (μ g/ml)	1. 50	0. 95	0. 33	2. 40	1. 60	2. 80	1. 60
塩化物イオン (μ g/ml)	0. 80	0. 24	3. 80	0. 76	1. 50	0. 79	1. 32
アンモニウムイオン (μ g/ml)	0. 29	0. 24	0. 12	0. 39	0. 33	0. 63	0. 33
ナトリウムイオン (μ g/ml)	1. 10	0. 91	3. 10	1. 00	0. 36	0. 82	1. 22
カルシウムイオン (μ g/ml)	0. 61	0. 39	0. 51	0. 49	0. 27	1. 50	0. 63



3 水質の現況

1) 公共用水域の監視・測定

海水浴シーズン前・中には、市内 13 箇所（市が 5 箇所、県が 8 箇所）の海水浴場の水質（表-4）を調査しています。

公共用水域では、二級河川の蒼社川並びに燧灘北西部に環境基準の類型が指定され、

愛媛県が環境基準監視調査を実施しています。今治市では、公共用水域の環境基準点を補足するために、中小河川等の水質調査（市内 20 箇所）を実施しています。（表-5）

2) 規制対象事業場

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく規制対象事業場（表-6）に対しては、愛媛県が指導監督を行っています。

表-4 海水浴場水質測定結果

海水浴場名	シーズン前	調査日	シーズン中	調査日	調査機関
桜井海浜ふれあい広場	適 水質 A A	6 月 17 日	可 水質 B	7 月 24 日	今治市
織田ヶ浜海水浴場	適 水質 A A	6 月 17 日	適 水質 A A	7 月 24 日	今治市
七五三ヶ浦海水浴場	適 水質 A A	6 月 17 日	適 水質 A A	7 月 24 日	今治市
鴨池海岸海水浴場	適 水質 A A	6 月 17 日	適 水質 A A	7 月 24 日	今治市
星の浦海浜公園	適 水質 A A	6 月 17 日	適 水質 A A	7 月 24 日	今治市
休暇村瀬戸内東予	適 水質 A	4 月 21, 22 日	可 水質 B	7 月 15, 23 日	愛媛県
志々満ヶ原海水浴場	適 水質 A A	4 月 21 日	適 水質 A A	7 月 15 日	愛媛県
唐子浜海水浴場	適 水質 A	4 月 21 日	適 水質 A	7 月 23 日	愛媛県
大角海浜海水浴場	適 水質 A A	4 月 22 日	適 水質 A A	7 月 23 日	愛媛県
伯方ビーチ海水浴場	適 水質 A A	4 月 22 日	適 水質 A A	7 月 23 日	愛媛県
沖浦ビーチ海水浴場	適 水質 A A	4 月 21 日	適 水質 A A	7 月 15 日	愛媛県
台海水浴場	適 水質 A A	4 月 22 日	適 水質 A A	7 月 23 日	愛媛県
多々羅キャンプ場	適 水質 A A	7 月 22 日	適 水質 A A	7 月 23 日	愛媛県

水浴場の水質判定基準

判定	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は 3mg 以下	全透 (水深 1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は 3mg 以下	全透 (水深 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1 m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	1, 000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1 m 未満～ 50cm 以上
不適		1, 000 個/100ml を 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満

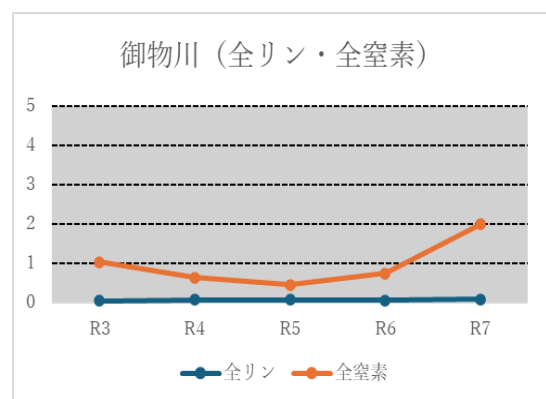
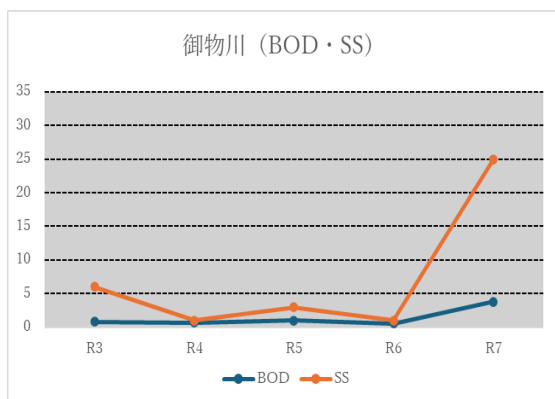
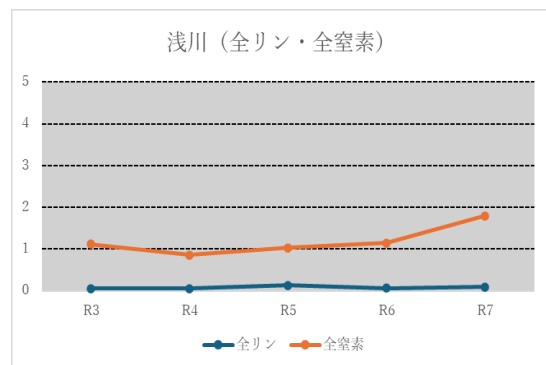
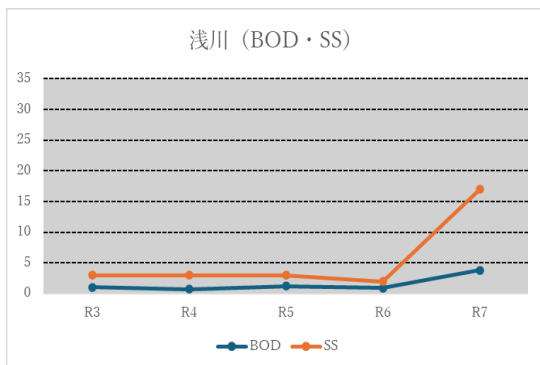
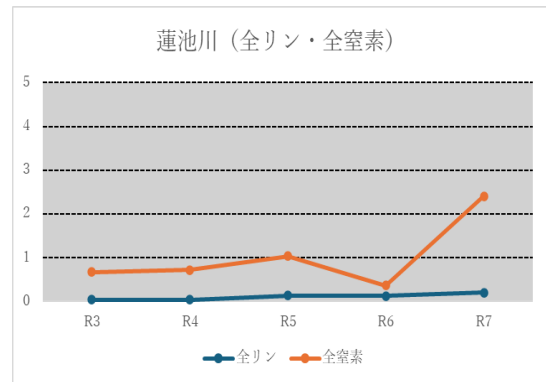
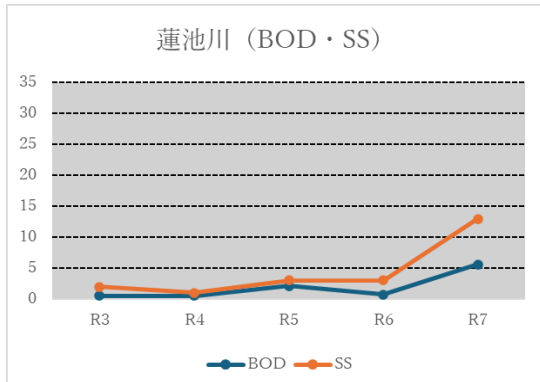
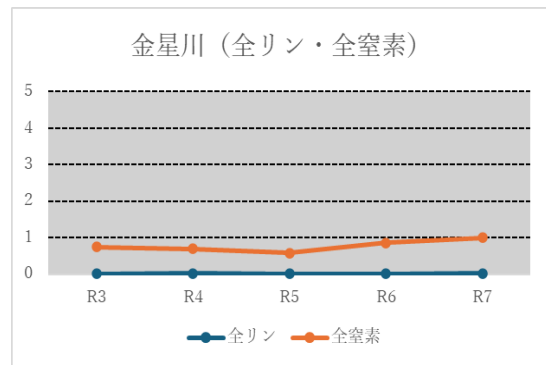
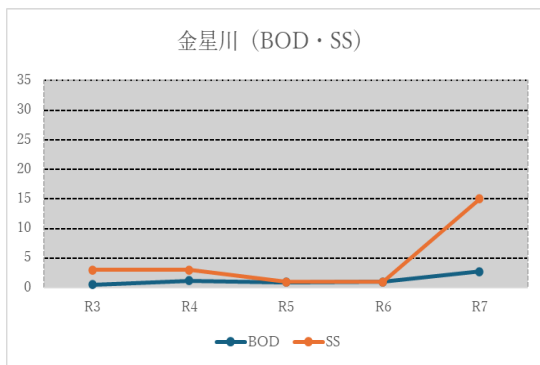
表－5 公共用水域水質測定結果

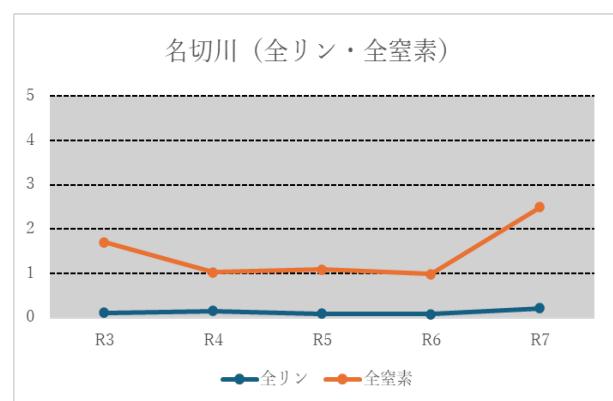
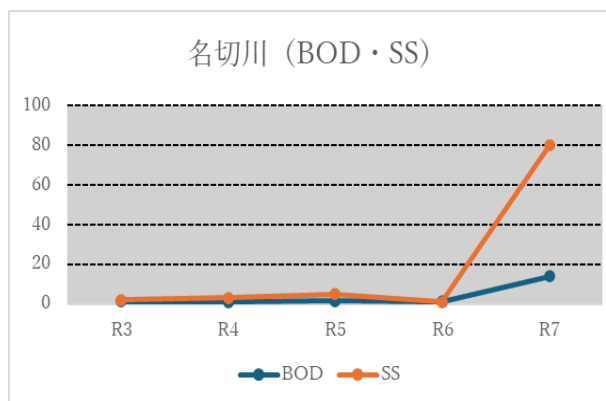
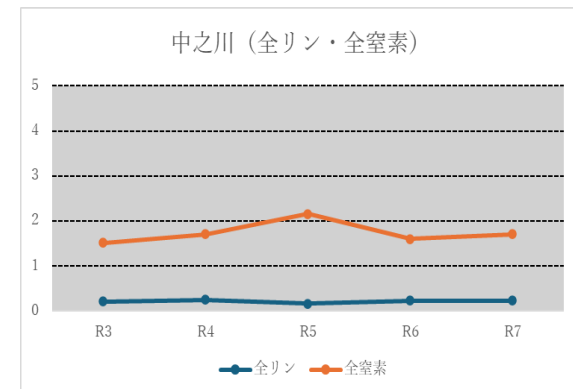
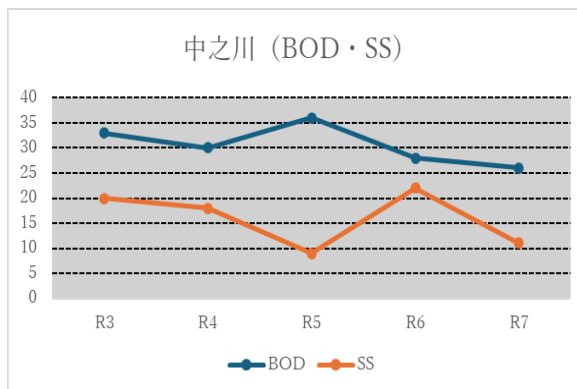
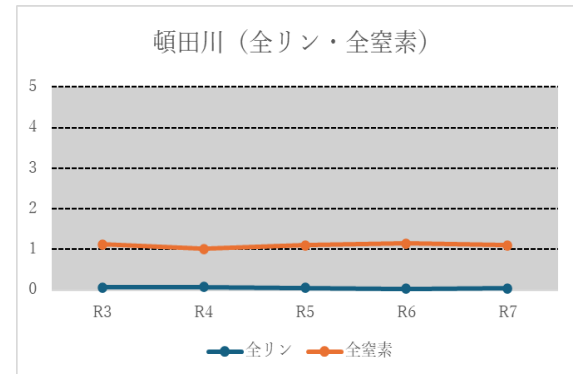
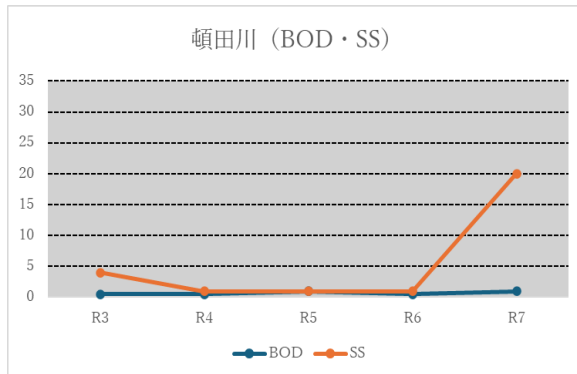
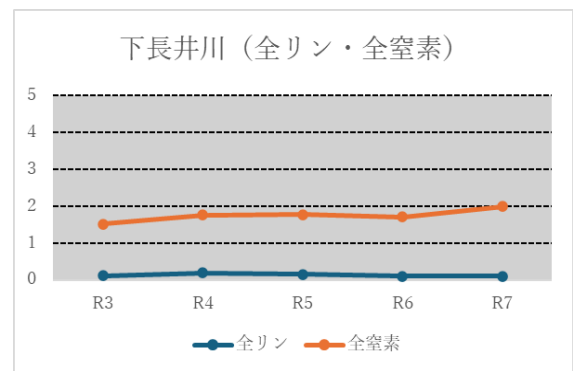
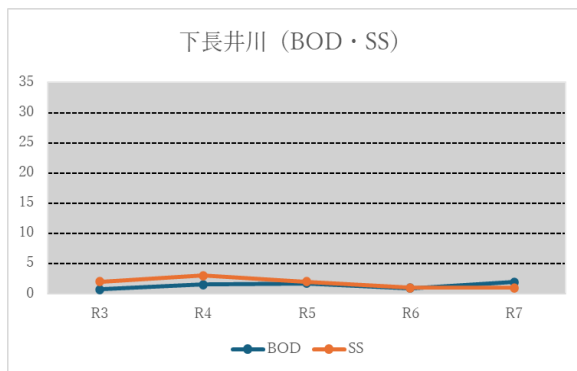
No	測定項目 河川名	p H	B O D mg/l	S S mg/l	全リン mg/l	全窒素 mg/l	大腸菌数 CFU/100ml
①	金星川（旭町2丁目地場産横）	8.1	2.7	15	0.030	1.0	1,000
②	蓮池川（黄金町5蓮池公園前）	7.4	5.6	13	0.20	2.4	2,400
③	浅川（北宝来浅川水門上流）	7.6	3.8	17	0.093	1.8	4,000
④	御物川（北鳥生町2-1 祇園）	7.5	3.8	25	0.10	2.0	1,100
⑤	下長井川（喜田村8-2）	7.4	1.9	1	0.10	2.0	4,400
⑥	頓田川（上徳橋上流）	7.8	1.0	20	0.043	1.1	7
⑦	中之川（枝掘3-1）	7.7	26	11	0.23	1.7	59
⑧	名切川（南高下町3鳥生小東）	7.6	14	80	0.21	2.5	2,100
⑨	竜登川（竜登橋下）	7.5	1.3	1	0.22	1.2	990
⑩	大川（桜井公民館横大川橋）	8.0	2.8	5	0.21	2.6	1,200
⑪	中川（桜井旧国道 中川橋）	7.5	3.2	1	0.17	1.8	960
⑫	蒼社川（山手橋下）	8.2	0.5 未満	1 未満	0.008	0.64	20
⑬	品部川（野間 蓮池北 蓮橋下）	8.0	1.1	2	0.11	2.1	410
⑭	有津屋川（天保山町）	7.5	4.8	7	0.19	1.9	9,100
⑮	養老川（波方支所前）	7.8	0.8	2	0.11	2.2	57
⑯	天満川（星の浦踏切付近）	7.8	0.7	1 未満	0.028	1.4	130
⑰	種川（亀岡小学校付近）	8.0	1.1	1	0.094	1.6	1,800
⑱	菊間川（八幡橋付近）	7.8	0.9	1	0.14	3.2	530
⑲	大川（宮窪小学校前）	7.8	0.9	1 未満	0.061	0.60	1,300
⑳	宮浦本川（本川橋付近）	8.4	0.5	1 未満	0.010	0.15	1 未満

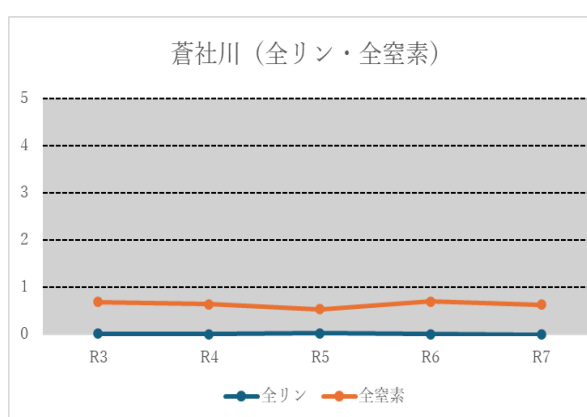
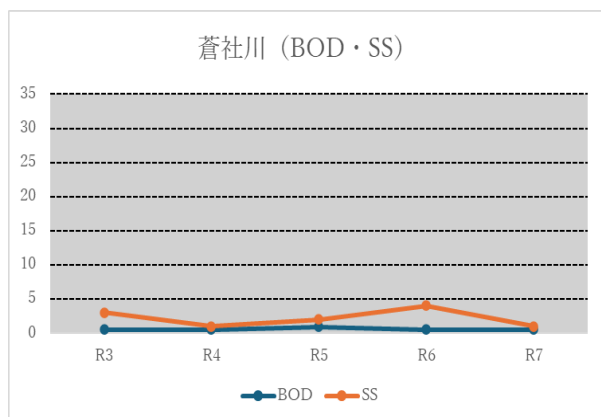
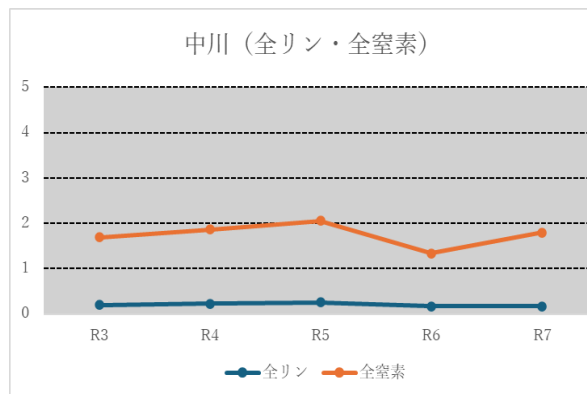
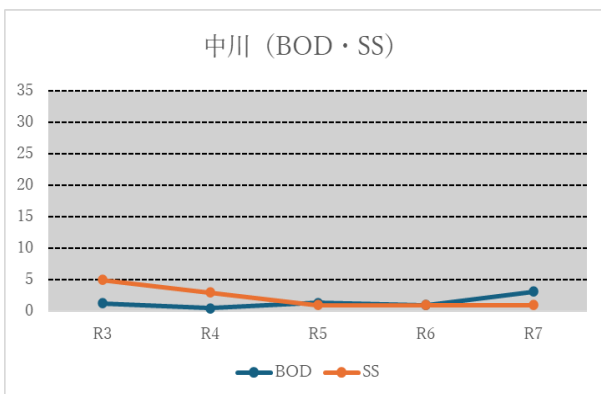
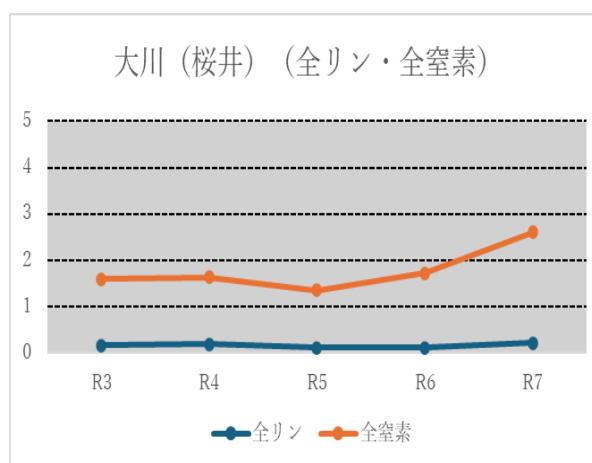
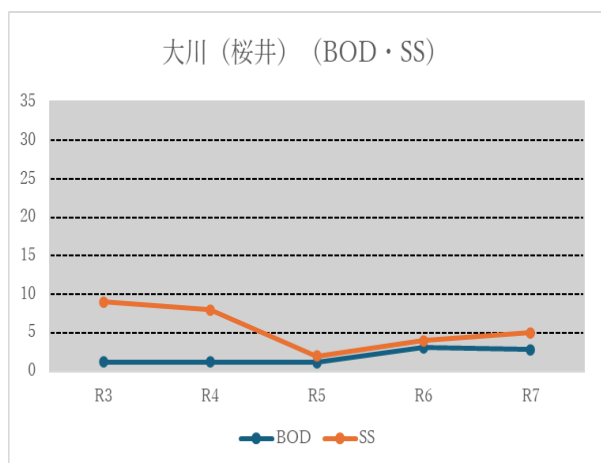
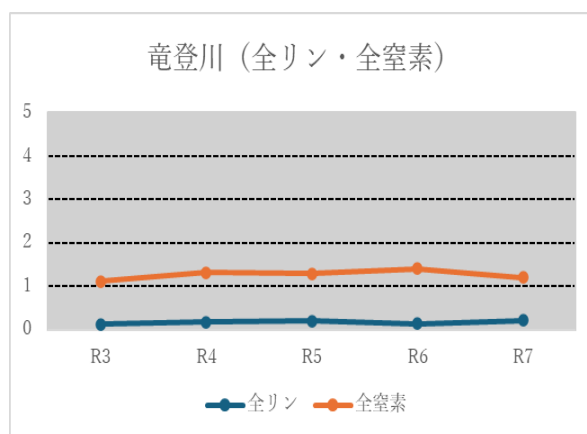
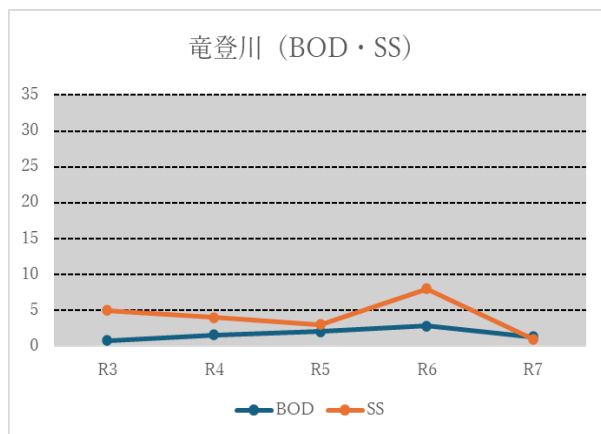
p H ：水素イオン濃度

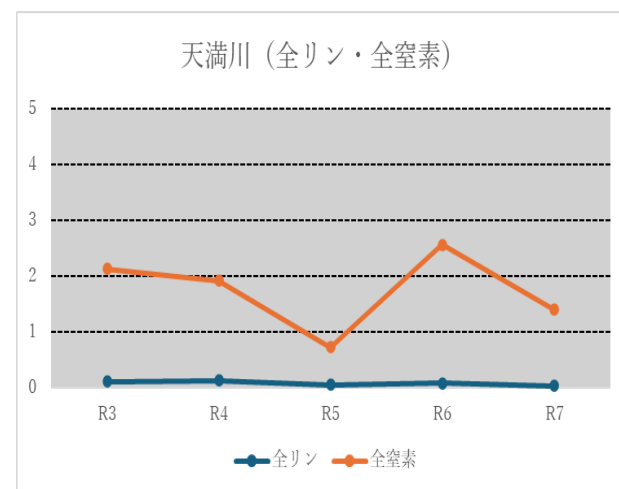
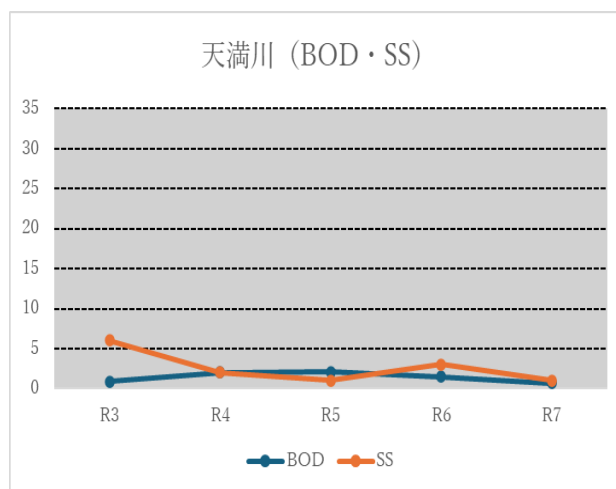
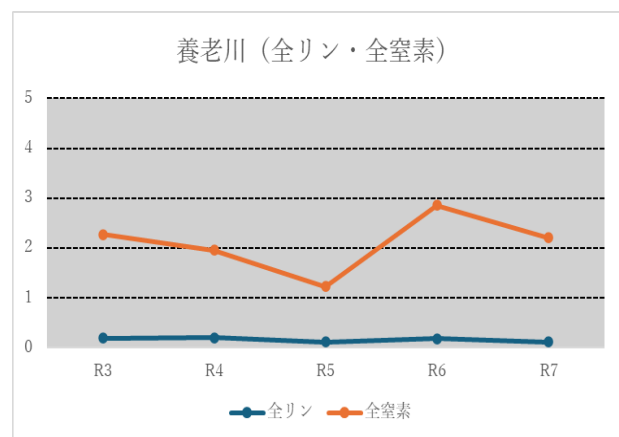
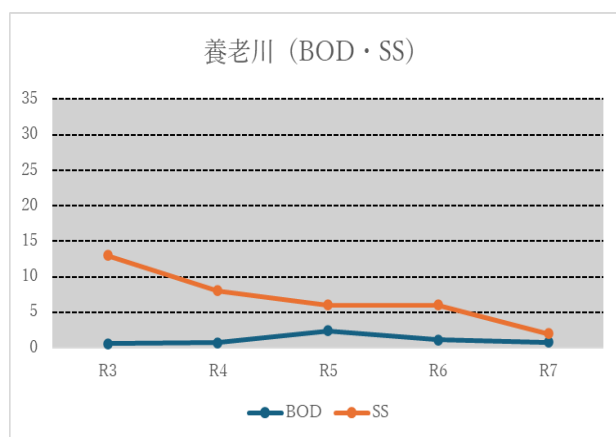
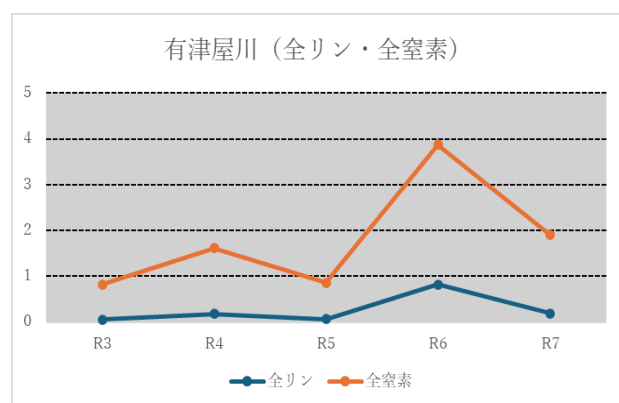
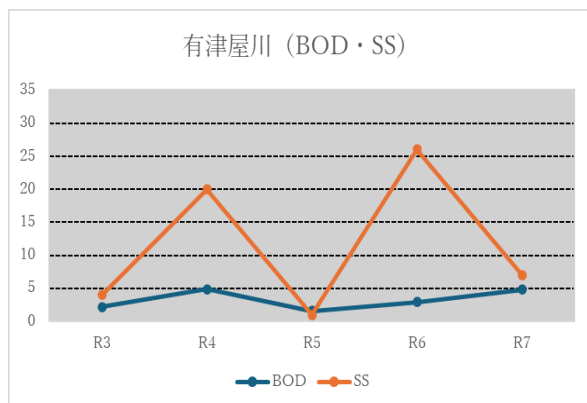
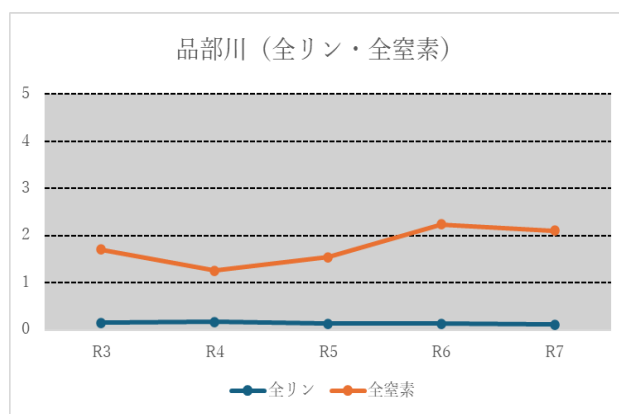
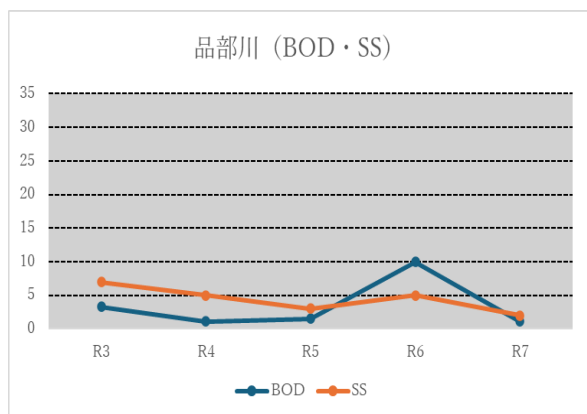
B O D ：生物化学的酸素要求量

S S ：浮遊物質

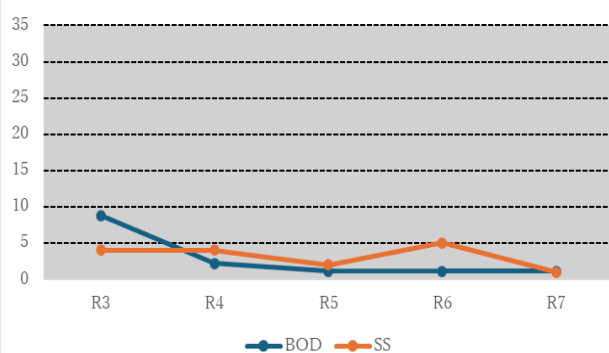




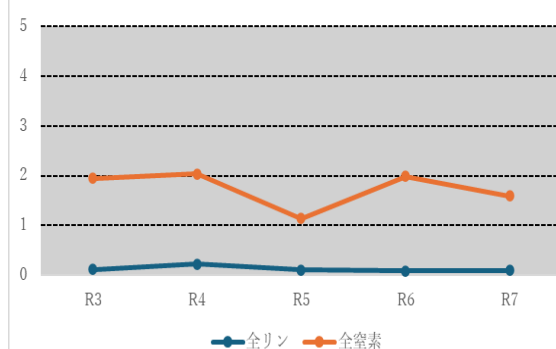




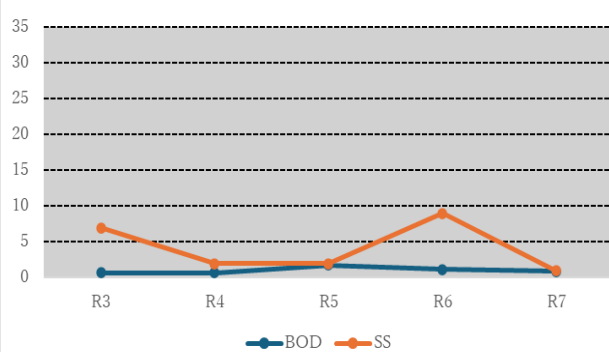
種川 (BOD・SS)



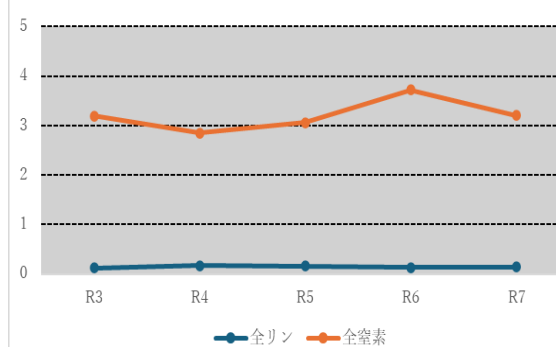
種川 (全リン・全窒素)



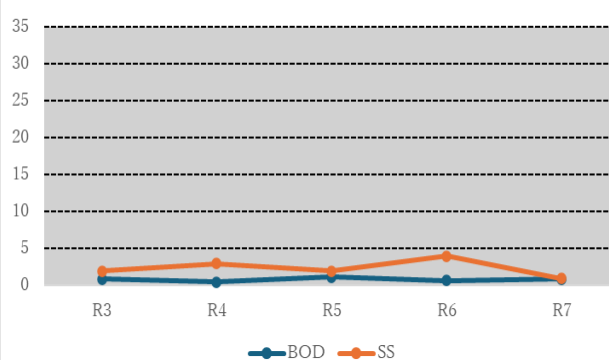
菊間川 (BOD・SS)



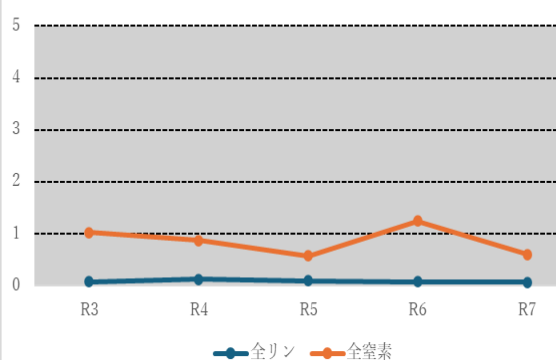
菊間川 (全リン・全窒素)



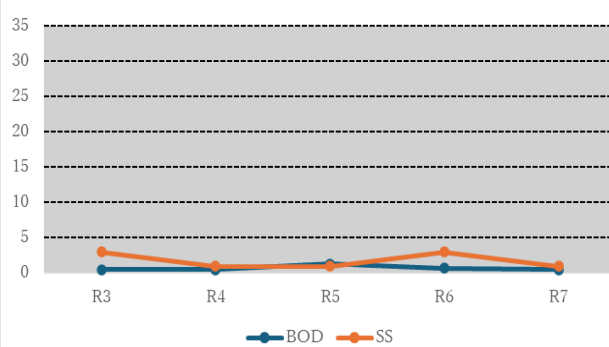
大川 (宮窪) (BOD・SS)



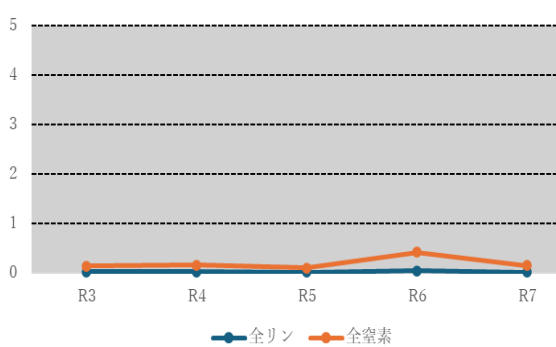
大川 (宮窪) (全リン・全窒素)



宮浦本川 (BOD・SS)



宮浦本川 (全リン・全窒素)



河川（湖沼を除く）の水質判定基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			
		p H	B O D	S S	大腸菌数
A A	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/l	25mg/l	20CFU/100ml
		8.5 以下	以下	以下	以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2 mg/l	25mg/l	300CFU/100ml
		8.5 以下	以下	以下	以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/l	25mg/l	1,000CFU/100ml
		8.5 以下	以下	以下	以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/l	50mg/l	—
		8.5 以下	以下	以下	—
D	工業用水 2 級・農業用水・及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上	8 mg/l	100mg/l	—
		8.5 以下	以下	以下	—
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	—

p H ：水素イオン濃度

B O D ：生物化学的酸素要求量

S S ：浮遊物質

表－6 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数（今治市）

R 6 年度（R7. 3 月末現在） 愛媛県環境白書令和 7 年版資料 3-21

水質汚濁防止法	50m3／日以上	33
	50m3／日未満	354
瀬戸内海環境保全特別措置法	50m3／日以上	18
	50m3／日未満	0
愛媛県公害防止条例		11

4 騒音の現況

事業場、建設現場等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例等で規制されています。今治市では、昭和 44 年 10 月 1 日に規制地域が指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。また、平成 17 年の合併により、旧町の一部についても規制地域を指定しています。

騒音規制法に基づく規制対象事業場は（表-7）のとおりとなっています。

さらに、環境省が毎年実施している自動車交通騒音実態調査の一環として、市内の幹線道路の数箇所において、騒音測定を実施しています。令和 7 年度は、市内 2 箇所で実施しています。（表-8）

表－7 騒音規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類	件 数
金属加工機械	45
空気圧縮機及び送風機	94
土石用破碎機等	3
織機	185
建設用資材製造機械	2
穀物用製粉機	11
木材加工機械	65
抄紙機	0
印刷機械	13
合成樹脂用射出形成機	2
鋳造型機	2
合 計	422

表－8 自動車交通騒音測定結果

測定日：令和8年1月29日～1月30日

測定地点		環境基準 類型	評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数 (区間)	面的評価（全体）				
					住宅戸数 (戸)	昼夜とも 基準値以 下(戸)	昼のみ基 準値以下 (戸)	夜のみ基 準値以下 (戸)	昼夜とも 基準値超 過(戸)
主要地方道 今治波方港 線	全体	B及びC 類型	3.0	2	580	580	0	0	0
	近接空間				202	202	0	0	0
	非近接空間				378	378	0	0	0
市道 宮脇片山線	全体	B 類型	1.5	1	357	357	0	0	0
	近接空間				172	172	0	0	0
	非近接空間				185	185	0	0	0

※ 評価区間は道路端から 50m の範囲。うち、近接空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4車線以上）、自動車専用道路）の場合は、道路端から 15m の範囲であり、2車線を越える車線を有する幹線を担う道路の場合は、道路端から 20m の範囲のこと。非近接空間とは、近接空間以外の範囲のこと。

- ※ 環境基準類型 A 類型：専ら住居の用に供される地域
 B 類型：主として住居の用に供される地域
 C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 (45) dB 以下	65 (40) dB 以下
個別の居住等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（括弧内の値）によることができる。	

5 振動の現況

工場振動、建設作業振動等は、振動規制法で規制されています。今治市では、昭和 55 年 3 月末日に規制地域に指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。騒音と同様に平成 17 年の合併後、旧町の一部に対しても規制地域を指定しています。

振動規制法に基づく規制対象事業場を（表-9）に示しています。

表－９ 振動規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類	件 数
金属加工機械	29
圧縮機	55
土石用破碎機等	5
織機	185
コンクリートブロックマシン等	4
木材加工機械	7
印刷機械	10
ゴム練用ロール機等	0
合成樹脂用射出形成機	2
鋳造型機	2
合 計	299

6 悪臭の現況

今治市では、現在、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はなく、規制基準も設定されていません。

7 公害苦情

公害苦情受付処理件数を（表-10）に示しています。令和7年度の処理件数は、161件となっており、野焼き等による悪臭が最も多くなっています。

また、都市計画用途地域別に苦情処理件数を集計したものを（表-11）に示しています。

表－10 公害苦情処理件数

種 類 年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計
H28 年	1	3	8	0	10	3	25
H29 年	1	4	5	0	17	2	29
H30 年	0	3	6	1	15	3	28
R元年	1	1	5	0	16	3	26
R2 年	0	3	6	0	16	1	26
R3 年	0	3	7	0	19	2	31
R4 年	0	1	9	0	19	3	32
R5 年	0	0	6	0	11	1	18
R6 年	0	1	10	0	7	1	19
R7 年	1	5	39	1	34	6	86

R7年度は、騒音及び悪臭の苦情件数が大きく増加している。悪臭については、R6年度末の長沢地区における山林火災の影響を受け、市民の野焼きに対する危機感が増したことが一因と考えられる。

騒音については、建設・解体工事・工場や事業所の騒音苦情が増加、近隣住民に対する生活音についての相談も増加している。

(建設・解体工事 9, 工場や事業所 11, 生活音等 15, 車両・航空機等 4)

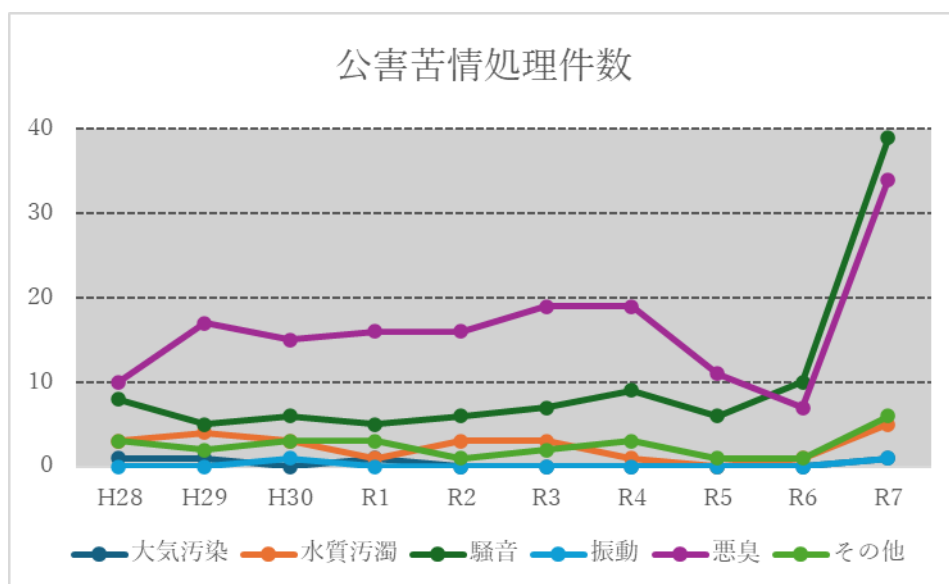
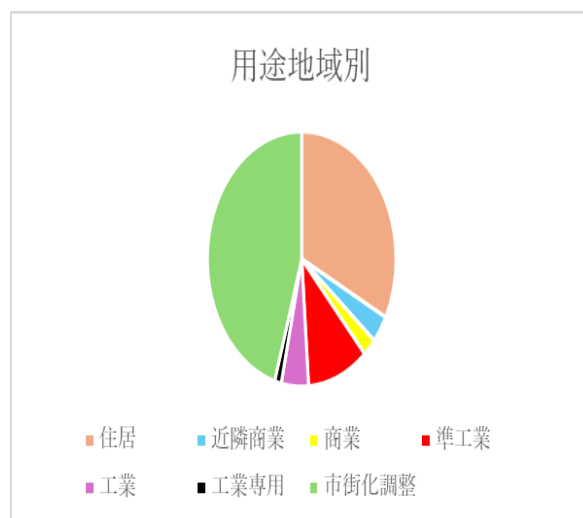
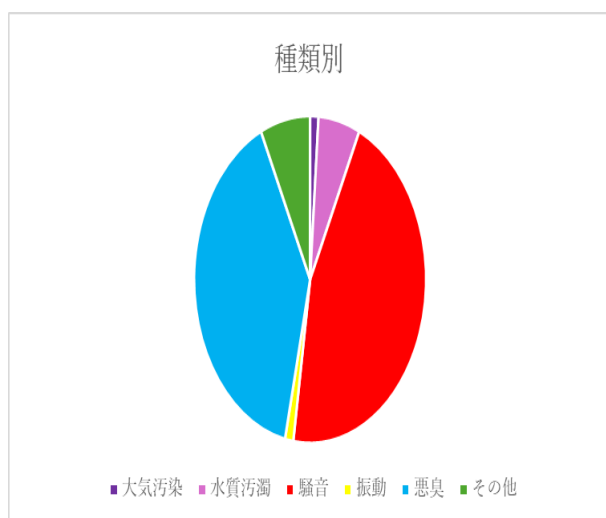


表-11 用途地域別公害苦情処理件数

種類 用途地域	大気 汚染	水質 汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計
住 居		1	12	1	12	2	28
近隣商業			2		1		3
商 業			2				2
準工業		2	5		2		9
工 業		1	1			2	4
工業専用			1				1
市街化調整	1	1	16		19	2	39
合 計	1	5	39	1	34	6	86

※ 「その他」とは、環境基本法に基づく公害の範疇でないものであり、法律に基づく「公害」とは、環境の保全上の支障の内、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

「悪臭」には、野焼きも含まれている。



8 公害及び環境対策

1) 公害発生源への行政指導等

法令等による規制対象事業場には、関係機関と連携し、適切な指導に努めています。また、事業場等の新規立地に当たっては、適正な土地利用を促進するために住工混在の解消を図るように努めています。

2) 環境保全の啓発等

環境に対する市民の責務と自覚を促し、よりよい環境を創出するというモチベーションを維持していくため、広報誌への記事掲載等、日常的な啓発活動を進めています。

また、平成 21 年度からは、市民の方が取り組んでいる省エネ、省資源及びリサイクル活動等を募集・表彰し、その事例を共有し、エコの輪を広げ、地球にやさしいまちづくりを推進するために今治エコライフコンテストを実施しています。

令和 3 年度からは、夏季高温時に室内温度上昇の抑制を図るため、市内の小学校を対象に緑のカーテンを導入し、身近な温暖化対策の普及を図っています。

3) こどもたちのための環境学習等

こどもエコクラブの地域事務局として、こどもエコクラブへの登録の呼びかけ、クラブのサポート、クラブへの情報提供などを行っています。

4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度

個人が住む住宅に燃料電池(エネファーム)や蓄電池を設置した市民の方、また県内の中小建築業者等により建築された「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH、通称ゼッチ)」を新築・購入した市民の方に補助金を交付し、新エネルギー等関連設備利用を積極的に支援することにより、地球環境の保全と市民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するための制度です。

令和 7 年度は、燃料電池 4 件、蓄電池 126 件、ZEH 30 件に対して補助金を交付しました。

5) 家庭向け EV 購入費補助金制度

EV（電気自動車）を新しく購入し、初年度登録をされた方で使用の本拠の位置が市内の方に補助金を交付しています。EV 利用を積極的に支援することにより、市民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進しております。

令和 7 年度は、23 件補助金を交付しました。

9 おわりに

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害は、法令等の整備による特定発生源の規制、企業ないし公共団体の公害防止施設の整備により、一定の成果を上げてきました。

今日の環境問題は、一つの企業が有害なものを排出するいわゆる産業型公害から、生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害や二酸化炭素の排出による地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での取り組みが必要とされるものも問題として認識されるようになってきました。これらの問題の背景には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たち自身の社会経済活動や生活様式があり、問題を解決するためには、私たちの活動や生活そのものを見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能なもの（循環型社会）に変えていくことが重要です。

今治市環境基本条例では、「環境基本計画」を定めるものとしており、「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策」、「市及び市民等が、環境の保全に配慮すべき具体的な事項」など、推進する取組全体に関しても、総合計画と整合を図りながら進めています。

2019 年 3 月に策定した「第二次今治市環境基本計画」は、環境の各分野において定められている計画と一体となって取組を進める必要があることから、これらの計画と目標や施策等について整合を図っており、個々の取組に当たっても、これらの計画に示された内容を十分に踏まえつつ推進しています。

このように分野別計画と整合を図っているため、分野別計画の目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、「第二次今治市環境基本計画」に定める「めざすべき環境像」や「環境を次世代へつなぐための施策」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、施策等との調整を行っています。

現在、今治環境パートナーシップ会議を中心とする推進体制の中で、「第二次環境基本計画」に掲げている「環境を次世代へつなぐための施策」について、市民、事業者、行政等の参画と連携による取り組みの具体的な実施方法の検討、他分野の施策との調整を行い「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち今治市」の実現に向け、効率的・効果的な推進を図っているところです。